

# 仕様書

## 1. 件名

令和8年度巖原港分室警備

## 2. 概要

本業務は、警備対象施設において、機械警備システムを用いた警備を行うものである。

## 3. 警備対象施設

長崎県対馬市巖原町 341-42 巖原地方合同庁舎 5階  
九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所 巖原港分室

## 4. 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 5. 警備目的

警備対象施設における無人時の侵入、盗難、損壊等の発見、防止を図るとともに、その他の不法行為を排除し、財産の保全を図ることを目的とする。

## 6. 警備責任時間

基本時間内において、警備対象施設からの警備装置作動開始の信号を受けた時から警備を開始し、警備対象施設からの警備装置作動解除の信号を受けた時に警備を終了する。

ただし、本業務の履行開始の日については0時00分より警備を開始し、履行期間の終了日については24時00分をもって警備を終了する。

### 【基本時間】

#### (1) 平日

17時15分より翌日の8時30分までとする。

#### (2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

0時から24時までの24時間とし、前日及び翌日が平日の場合は当該平日の警備責任時間と連続して警備を行うものとする。

## 7. 警備内容

(1) 受注者は、警備計画書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。また、履行期間中において機械警備システムの構成内容を変更するときも同様とする。

(2) 令和8年4月3日(金)までに機械警備システムによる警備を開始するものとする。警備開始に当たり、当局職員に対して警備装置の取扱いについて十分な説明を行うこと。

(3) 巖原港分室平面図を踏まえ、最低限以下の機能を有する警備装置を警備上最適な位置に配置

するものとする。

- ・センサーが感知した内容を表示する機能
- ・不審者の侵入を感知する機能
- ・機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ・警備の開始、解除の操作を行う機能
- ・監視センターに異常等の信号を無線で自動的に送信する機能
- ・監視センターとの通信を無線で自動的に行う機能

- (4) 警備装置の構成は、本体機・電源装置 1 台、警備操作器 1 台、カードキーまたはタグキー最低 3 個、空間センサー 3 箇所、開閉センサー 6 箇所とし、検知対象は侵入検知とする。
- (5) 受注者が発注者に貸与するカードキー又はタグキーは、偽造及び複製が困難なものとし、個数については最低 3 個とする。
- (6) 警報装置により異常情報を監視センターで受信したときは、警備員を警備対象施設におおむね 30 分以内に急行させ、常駐している合同庁舎管理者（対馬海上保安部）に連絡のうえ、現場確認を行うものとする。
- (7) 警備対象施設に到着した警備員は、異常事態を確認後、適切な措置をとるものとし、必要に応じて警察機関などの関係各署に連絡するとともに発注者があらかじめ指定する緊急連絡先へ通報するものとする。
- (8) 受注者は、警備対象施設に設置された警備装置が正常に機能するよう、必要な保守管理を行うものとし、警備装置に不具合が生じた場合は、受注者の負担により修理又は交換するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由による警備装置の修理又は交換に要する費用については、発注者が負担するものとし、履行期間末日までに契約変更するものとする。
- (9) 発注者の都合により、警備対象施設の増改築等が生じた場合は、受注者は警備装置の増設、移設等を行うものとし、これに要する費用は、履行期間末日までに契約変更するものとする。
- (10) 警備装置の設置、撤去に係る期間、警備装置の故障等により正常に作動しない期間、その他やむを得ない事由により機械警備が行えない期間における警備方法は、巡回警備によるものとする。
- (11) 警備装置の設置、保守管理、修理、交換、撤去、監視センターとの通信、機械警備が行えない期間における巡回警備、警備員の出勤、報告、その他本業務を履行するための一切の費用は、受注者が負担するものとする。ただし、警備装置の稼働に必要な電気料については、発注者が負担するものとする。

## 8. 支給材料及び貸与品

なし

## 9. 報告

### (1) 月次報告

受注者は、少なくとも日付、警備開始時刻、警備解除時刻、使用したキー情報を含む警備の実施状況について、1ヶ月分を取りまとめのうえ、文書をもって報告するものとする。

### (2) 事故等の報告

侵入検知、異常事態の確認、機器の故障、事故等が発生した場合は、発注者へ速やかに電話又は口頭で報告するとともに、その詳細に関し、文書をもって報告するものとする。

## 10. 検査

本仕様書のとおり履行されたことの確認をもって検査とする。

## 11. 支払

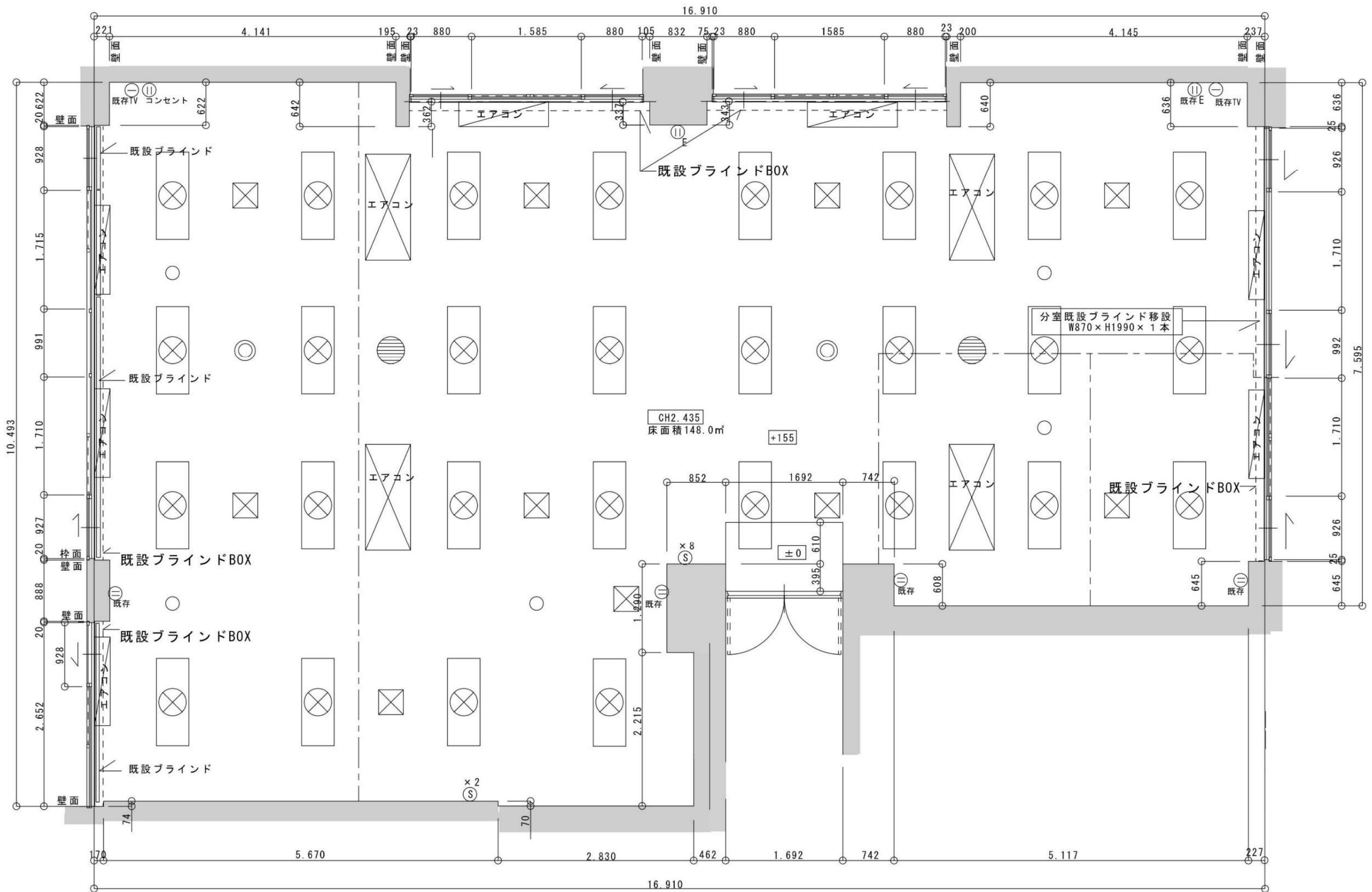
3ヶ月ごとに取りまとめて支払うものとし、当月の業務が完了し、検査に合格した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に銀行振込にて代金を支払うものとする。

## 12. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- (4) 本契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

## 13. その他

- (1) 本仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が一致しない等の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当局職員と別途協議するものとする。



年度	令和8年度	図面番号	1
業務名	令和8年度厳原港分室警備		
図面名称	厳原港分室平面図		
設計年月日	令和8年2月	組数	全1枚
国土交通省 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所			